

自筆証書遺言の方式緩和

平成31年1月13日に「自筆証書遺言の方式緩和」が施行されました。これにより遺言の普及が進み、相続の紛争を抑止する効果が期待されます。

【改正前】

添付する財産目録を含め、全文を自筆する必要があります。また、遺言書の保管者やこれを発見した相続人は、遺言者が亡くなった後、未開封の遺言書を家庭裁判所に提出し、検認の手続を受ける必要があります。

【改正後】

自筆証書遺言のうち財産目録の部分については自筆でなくてもよいこととされました。パソコンで作成した財産目録や、登記簿謄本や預金通帳のコピーを添付して遺言書を作成することができます。ただし、この方法で遺言書を作成する場合は、財産目録の各頁に署名押印が必要です。

また、2020年7月10日からは、法務局における自筆証書遺言の保管制度が施行されます。法務局で預かった遺言書については、家庭裁判所での検認手続きが不要になります。

※施行日前に作成された自筆証書遺言書については、適用されません。

特別寄与料制度の創設

被相続人の療養看護等をした相続人は、一定の要件が認められた場合には、遺産分割において、その貢献を考慮して相続財産の増額を主張できる制度があります（寄与分制度）。しかし、相続人以外の者（子の配偶者など）の貢献はこの制度の対象外となるため、公平を欠くことが指摘されてきました。

こうした不公平感を是正するため、2019年7月1日から相続人以外の親族（特別寄与者）が無償で療養看護などの労務提供をして、被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合は、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できることとなりました。

対象は被相続人の親族に限定されており、事実婚の配偶者や家政婦などが介護や看病をした場合は、特別寄与者にはなれません。また、特別寄与者の貢献に対して被相続人から生活費など労働の対価を受け取っていた場合や、遺言や生前贈与で報いた場合は、無償とはいええないため認められません。

特別寄与料を認めてもらうためには、被相続人への貢献度合を考慮してもらえだけの判断材料が必要となることが考えられます。判断材料として日付や金額などの詳細、介護日記などの記録は効果的です。

教育資金の一括贈与非課税措置

平成 31 年度税制改正大綱では、平成 31 年 3 月 31 日で適用期限を迎える教育資金の一括贈与非課税措置について、適用制限の延長及び要件の見直しが示されました。

【従来の制度概要】

平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、親や祖父母が 30 歳未満の子や孫に金融機関を通じて 1,500 万円まで贈与し、その資金が教育費として使われた場合には、贈与時点での贈与税が非課税とされる制度です。通常、将来の教育費に充てるための資金をまとめて贈与した場合は課税されます。しかしこの制度では、お金をまとめて贈与した時点で資金の用途が決まっているため、贈与税が非課税となります。

【改正内容】

この制度を 2021 年 3 月 31 日まで 2 年延長した上で、下記のように見直しが行われます。

要件等が大幅に変更されるため、ご検討されている方はお早めにご相談ください。

(1) 受贈者の所得制限

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円超の場合は、適用を受けることができなくなります。

(※この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後の信託等により取得する受益権から適用されます。)

(2) 教育資金の範囲

23 歳以上の教育資金の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定され、習い事等は対象外となります。

(※この改正は、2019 年 7 月 1 日以後に支払われる教育資金から適用されます。)

(3) 契約終了日までに贈与者が死亡した場合

贈与から 3 年以内に贈与者が亡くなった場合、受贈者が 23 歳以上か学校等に在学していないならば、贈与の残額を相続財産に加算されます。(※この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後の相続から適用されますが、経過措置として平成 31 年 4 月 1 日前に信託された部分の管理残高については相続財産に含まれません。)

(4) 信託終了事由

従来の 30 歳から、学校等の在学中である場合を条件に 40 歳まで引き上げられます。

(※この改正は、2019 年 7 月 1 日以後に受贈者が 30 歳に達する場合に適用されます。)

休眠預金

平成 31 年 1 月 1 日から、ここ 10 年間取引がなかった預金を休眠預金として、民間公益活動を促進するために活用する制度が始まっています。対象となる預金は、普通預金・定期預金・当座預金・別段預金・貯蓄預金・定期積金・相互掛金・金銭信託(元本補填のもの)・金融債(保護預かりのもの)で、残高が 1 万円以上ある場合は金融機関から通知が郵送されます。ただし、残高が 1 万円に満たない場合や、銀行が郵送した通知状が転居先不明で届かない場合は、通知されず休眠預金となります。休眠預金は金融機関で手続きをすれば払い戻しが受けられますが、銀行によっては管理手数料がかかる場合もあります。また、平成 19 年 9 月 30 日(郵政民営化)以前に預け入れた定額郵便貯金等は休眠預金の対象外ですが、満期後 20 年 2 か月を経過しても払戻しの請求等がない場合は、旧郵便貯金法の規定により権利が消滅します。心当たりのある方は一度金融機関にご確認ください。

